

四日市市告示第74号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月 6日

四日市市長 森 智広

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第223号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日限り</u> 、 その効力を失う。	附則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成30年3月31日限り</u> そ の効力を失う。

（危機管理監危機管理室）